

公立学校共済組合員等資格取得関係提出書類一覧表（一般組合員の場合）（○印→必ず提出 △印→該当者のみ提出 ×印→提出不要）

提出書類区分	①新規資格取得者 ※常時勤務に服することを要する地方公務員として採用された者（任期付職員及び再任用常時勤務職員として採用され2ヶ月を超えて使用されると見込まれる者を含む）	②他支部からの異動者 ※当支部以外の他支部からの異動（転入）（公立学校共済組合宮城支部等、他支部からの転入）	③下記共済組合からの転入者 ・地方職員共済組合(知事部局等からの転入者) ・文部科学省共済組合 ・市町村職員共済組合 ・警察共済組合福島県支部 ・その他の共済組合
1 組合員（会員）資格取得届書（2024.12 版）	○	○	○
2 個人番号記入様式	○	○	○
3 年金加入期間等報告書（注5）	○	○	○
4 組合員転入・異動届出書（注5）	×	○	○
5 東邦銀行本・支店口座通帳又はスマホ通帳画面のコピー（注1）	○	○	○
6 被扶養者認定申告書（各種添付書類が必要）	△	△（注2）	△（注2）
7 国民年金第3号被保険者関係届（注3）	△	△	△
8 年金受給権者再就職届書（注4）（注5）	△	×	△

（注1）東邦銀行であれば本・支店問いません。口座の開設に時間がかかる場合には、先に通帳等写し以外の書類を提出し、後日通帳等写しを提出することとしてもかまいません。後日提出する場合は、通帳等写しの余白に所属コード、職員番号及び氏名を明記してください。

（注2）他支部又は他共済組合から転入した組合員等について、引き続き被扶養者（扶養手当なし）として認定を受けようとする者がいる場合、被扶養者認定申告書に他支部又は他共済組合において交付された「資格確認書の写し」、「資格情報のお知らせの写し」又は「組合員原票（台帳又は現況表）の写し」を添付して提出することとし、原則として他の添付書類の提出は不要とします。ただし、被扶養者としての要件を満たしていない者は申請できません。

（注3）20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定する場合に提出してください。

（注4）共済組合（国家公務員共済組合を含み、私立学校共済組合は除く。）により老齢年金又は障害年金が既に決定している者は提出してください。様式は、年金を決定した実施機関のものを使用することとし、当該実施機関のホームページ等から入手してください。他組合から再就職・転入した場合、年金を再決定する必要があることから、年金証書（原本）を添付してください。自組合再就職の場合、年金証書（原本）の添付は不要です。

（注5）「3 年金加入期間等報告書」、「4 組合員転入・異動届出書」及び「8 年金受給者再就職届書」の問い合わせ先は、024-521-7803（長期給付担当）です。